

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の 一部を改正する省令案について

1. 背景

自動車については、その検査の履行の有無及び自動車検査証の有効期間の満了する時期を一目瞭然とし、もって無車検車の取締りの簡易化を図るため、自動車検査証を備え付け、かつ、検査標章を表示しなければ運行の用に供してはならないとし（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第66条）、検査標章の様式については自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和45年運輸省令第8号。以下「様式省令」という。）第4条において定めているところ。

今般、検査標章の視認性を向上させるため、その向上策について有識者及び関係団体で構成される「検査標章の視認性向上検討会」にて検討され、新しい検査標章のデザイン案がとりまとめられたことから、様式省令に定める検査標章の様式を変更する改正を行う。

2. 改正の概要

様式省令第19号様式を別紙2のとおり改める。

3. スケジュール（予定）

公 布	平成28年末
施 行	平成29年1月

検査標章の改正(案)

1. 平成 20 年 11 月～



(表)



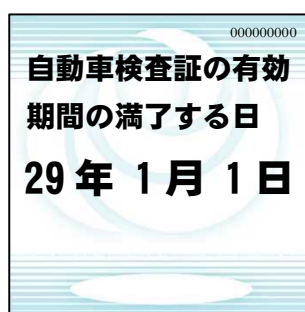
(裏)

- ・縦:4cm×横:4cm(青色部分:縦:3cm×横:3cm)
- ・前面ガラス・ナンバープレート兼用(二輪車、被牽引車はナンバープレートに貼付)

2. 平成 29 年 1 月～(予定)



(表)



(裏)

- ・縦:4cm×横:4cm(青色部分:縦:4cm×横:4cm)
- ・前面ガラス・ナンバープレート兼用(二輪車、被牽引車はナンバープレートに貼付)
- ・有効期間の満了する年は、平成 29 年にあっては左上、平成 30 年にあっては右上、平成 31 年にあっては右下、平成 32 年にあっては左下とし、平成 33 年以降は順次これを繰り返す。
- ・裏面下部の余白部分には、必要に応じて行政から自動車ユーザーに向けたお知らせを記載する。(定期点検実施の啓発等)